

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

別表のとおり

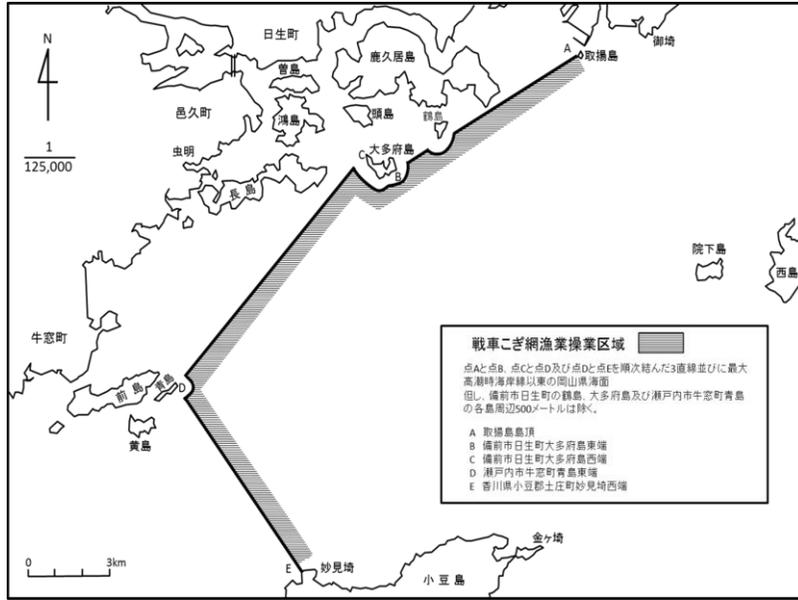
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月20日から令和8年3月20日まで

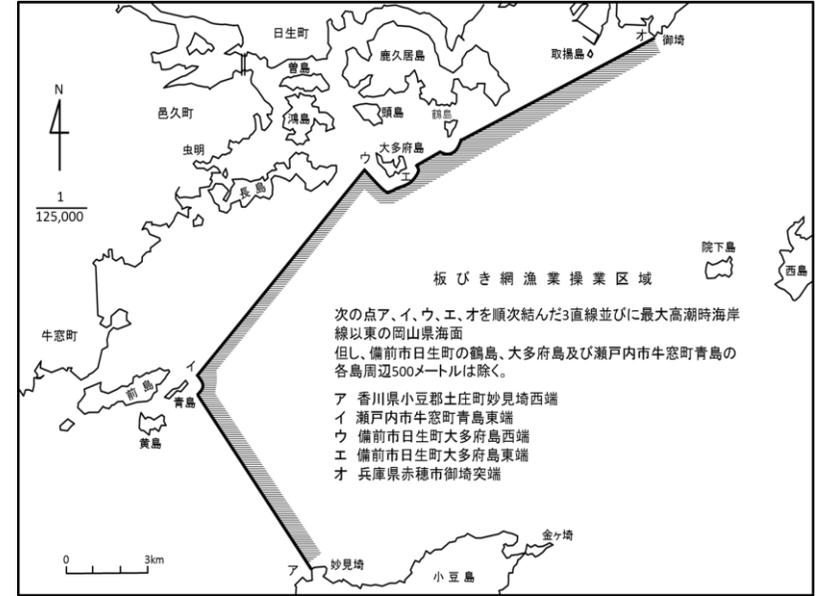
別表

| 県名 | 漁業の名称及び漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | 漁業を営む者の資格 |
|-----------------|--|---|---------------------|---------|---------------|--------------------|--|
| 兵庫県 (瀬戸内海海区) | 小型機船底びき網漁業 手繰第2種漁業 えびこぎ網漁業 | 岡山市東区犬島以東の岡山県海面 | 1月1日から 12月31日まで | 5トン未満 | 48キロワット 以下 | 3 | 令和8年度岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区入会協定に参加している者 であること |
| | 小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業 | 岡山市東区犬島以東の岡山県海面 | 10月15日から 4月15日まで | | | 3 | |
| | 小型機船底びき網漁業 手繰第3種漁業 戦車こぎ網漁業 | 備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定海域のうち岡山県海面に限る。※別紙1 | 10月20日から 4月30日まで | | | 3 | |
| | 小型機船底びき網漁業 その他の小型機船底びき網漁業 板びき網漁業 | 備前市日生町、瀬戸内市地先海面 ただし、別紙指定海域のうち岡山県海面に限る。※別紙2 | 4月1日から 12月31日まで | | | 3 | |
| | つばなわ漁業 はぜつばなわ漁業 | 福浦、鹿久居島間の水道及び鹿久居島東部海面 ただし、水道においては別紙のとおり ※別紙3 | 4月1日から 11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 4 | |

別紙 1



別紙 2



別紙 3

